

豊川ごみ減量かわら版

ごみ出しルールを守りましょう!

●事業系ごみ（事業活動に伴って発生する資源・ごみ）はごみステーションに出せません!

事業活動（事務所・商店・飲食店・工場等）に伴って発生するごみ（資源を含む）は、法律により自ら処理することが義務付けられています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）

事業系ごみは、家庭から出るごみと同じものであっても、ごみステーションには出せません。店舗と住居が一緒の場合は、事業系ごみと家庭ごみを分け、家庭ごみだけステーションに出してください。

事業系ごみ（事業活動に伴って発生する資源・ごみ）

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/gomirecycle/jigyokeigomishori/jigyokeihai kibutsu.html>

◆一時多量ごみはごみステーションには出せません!

引越し、剪定した植木の枝葉などの一時多量ごみ（10袋または10束を超えるもの）はごみステーションには出せません。

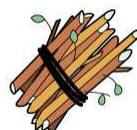
各処理施設へ直接持ち込みをお願いします。（有料）

剪定した植木の枝葉（直径10cmまでのもの）をごみステーションに出すときは、指定ごみ袋（可燃・赤）に入れるか、長さ1m以下にし、30cmの束に結束して出してください。

資源とごみの排出ステーションルール

<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/gomirecycle/gomidashikata/wakekatadas hikata.htm>

ご協力よろしくをお願いします。



ごみの減量で経費
節減にご協力を!